

第四十三回国会 大蔵委員会議録 第三十号

(五〇四)

昭和三十八年六月四日(火曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事足立 篤郎君 理事嶋田 宗一君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事平岡忠次郎君 理事堀 昌雄君

伊藤 五郎君 大久保武雄君

岡田 修一君 金子 一平君

川村善八郎君 久保田藤麿君

田澤 吉郎君 高見 三郎君

藤井 勝志君 藤枝 泉介君

坊 秀男君 佐藤觀次郎君

藤原豊次郎君 武藤 山治君

横山 利秋君

出席國務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 平井 迪郎君

(主計局給与課長)

郵政事務官 淺野 賢澄君

(大臣官房電氣通信監理官)

委員外の出席者

日本国有鉄道常務理事 八木 利貞君

日本電信電話公社職員局長 森 元和君

専門員 坂井 光三君

五月三十一日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として内海清君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員内海清君辞任につき、その補欠として春日一幸君が議長の名で委員に選任された。

六月三日

委員藤井勝志君辞任につき、その補欠として植木庚子郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君辞任につき、その補欠として藤井勝志君が議長の名で委員に選任された。

六月三日

国税庁職員に対する劣悪な勤務条件の強制及び不当労働行為の変更に関する請願(河野正君紹介)(第四〇三九号)

同外一件(小林信一君紹介)(第四〇八二号)

特高罷免及び武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第四〇六四号)

共済組合新法関係年金受給者の処遇に関する請願(床次徳二君紹介)(第四〇六五号)

再就職公務員退職手当の特例措置に関する請願(二宮武夫君紹介)(第四〇八一号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

同(石橋政嗣君紹介)(第四一三二号)

○横山委員 一体公社の福祉厚生施設

ところが、そこに重点がだんだん移って

電にしる専売にしる国鉄にしる、私ど

とではございませんけれども、国鉄に

○八木説明員　ただいま横山先生から

100

それからもう一つは、やはり事業場

でまいっております。私どもとしま

でありますが、何分にも全国的なもの

○横山委員 広いということと、それ

員会で政務次官にお伺いしたことがあ

---

細々と生活をしていくという人が多い

とまらないのであります。

ささか唐突のようではございますけれ

いませんけれども、そりいう道を共済

考へになる必要はございませんか。

100

て、これに対する救済と申しますか、

に、それに要する経費等のあり方等か

承つております。そういつた体制から

職員の福利厚生、年金で手一ぱいとい

○横山委員 非常に私はお考えが狭い

---

るだろりし、その問題について法律の

とは私は少しお考えが狭いと思うので

退職者の老後につきましては非常に関

すが、いろいろ運用いたしまして、年

うまくいけば七分に回すといったよう

---

職された方のものを、いわゆる銀行預金のようにお預かりして運用するということにつきましては、私も共済組合のあり方から見て若干困難ではないかというふうに考えております。淺野監理官がおっしゃったように、何らかの別の形におきましてこれを保護するといふ新しい制度でもできますれば、われわれ共済組合資金の運用の一環として運用していくことは不可能ではないといふふうに考えております。

○横山委員 平井さんに、ちよつと學者に伺いたいのですが、退職金というものと、それから共済組合のような年金というものはどういうふうに区別をするものでございますか。参考にお伺いをしてください。

○平井(通)政府委員 退職金というものにも二通りあることは先生御承知のとおりでございます。一つは、共済給付の一部としての退職一時金でございます。もう一つは、いわゆる国家公務員等の場合でございますと、まあ三公社をも含めまして、退職手当という形で支給されるものでございます。これらの性格についてはいろいろ議論もあるわけでございますが、われわれが考えております年金給付なり共済組合給付というのは、社会保険の一環として共済組合制度というものがつくられ、それには掛け金、負担金あるいはその運用利率をもつて起り得べき保険事故に対処する、事故というものは賠償がございしますが、給付原因に対処する、こういう考え方でできておるものでございます。したがって、その根本には一応保険数理をもつて計算されたいわば計算基準がそいつた合理的な計算基準の上に立つてつくられて

いるものといふふうに考えております。一方、しからば退職手当のほうはどうであるかという問題でございますが、これは全体の制度を考えますならば、いまのような保険数理の上に立つ退職給付制度があるならば、必ずしも必要はないという考え方も一方にはあるわけでございますが、同時にまた戦後のインフレーション期を通じて、公務員の退職後の生活保障というものが、いま申し上げたような共済組合制度なりあるいはかつての恩給制度による給付金をもつては足りないといふ前提のもとに、退職後の生活がある程度補完するといふような考え方で、国の一方的給付として考えられたものであるといふふうにわれわれ承知しておるわけでございます。その限りにおきまして、性格的に見れば、年金給付といふ言つたような退職手当というものは、かなり違つた性格を持つてゐるものであらうといふふうに考えます。

○横山委員 退職手当制度と退職一時金制度及びその年金制度との間のけじめについて、どうもいまのお話はちよつと納得しかれるのであります。あなたの議論でいくと、社会保険の一種としての掛け金をかけてもらふ退職一時金制度が発達すれば退職手当制度といふものはなくなつてよろしいのだ、こういう御議論ですか。

○平井(通)政府委員 私のことは若干誤解を生じている点があるかと思ひますが、沿革的に申しますならば、本来退職手当制度なり何なりといふのは戦中戦後のインフレーション過程を通じて発生したわけでありまして、その限りにおいては沿革的な差はあるわけでございます。ただ、一方において、

退職一時金なりあるいは退職年金という形で共済組合の給付が発達したという形では、なお退職手当制度が今後も存続することが適当であるかどうかという問題については、いまの法律のたまえとしましては別個のものでございますから、これをもつて直ちにそのまうものといふふうには考えられませんが、ただ、民間企業の例等を見まして、いわば企業として一方的に給付する退職手当という制度が、一方では年金化されていくといふような傾向もございします。そういう全般的な傾向といふものも、やはり将来においては国の場合においても考える必要があるかも知れないといふふうに私もは考へておるわけでありまして。

○横山委員 それではもう一度お伺いしますが、現行法における退職金制度の存在の理由、その必要といふものはどういふ根拠に立つてゐるのであるですか。

○平井(通)政府委員 退職手当の本質論になると思ふのであります。退職手当の本質を現在いわば俸給のあと払いといふふうにかへるか、あるいは国なり公企業に対して功績を尽くした者に対する一方的な報償といふふうにかへるか、いろいろ本質論については議論がございしますが、現在の国家公務員等退職手当の制度といふものを考えますならば、少なくともわれわれは一定の国に対する功績のあつた者に対して、国としていわば感謝の意を表するやうな意味であり、かつ同時にまた退職という特殊の事態によつて生ずる生活の激変、そいつたものに対してある程度のカバーをつけるといふような意味合いも持つてゐるものだといふふうに考えます。

○横山委員 あなたのおっしゃる俸給のあと払い、功績の報償、老後の保障といふ意味においては、この退職一時金制度とは異質なものである。その意味においては、この退職一時金制度が発達しても、退職手当制度といふものは異質なものであるから、理論的にはもう包含をしていくことになるのじやありませんか。

○平井(通)政府委員 少なくとも老後の生活保障という点を考えますならば、共済組合制度による退職給付といふものと退職手当といふものが目的において必ずしも差はないといふことは言えるのではないと思ひます。ただその性質が、先ほども申し上げたやうに、一方は保険数理に基づいてつくられてゐるものであり、一方は国の一方的な給付である、そういう点における差があるわけでございます。その限りにおいて、かりに将来共済組合制度の給付水準が非常に高いものになる場合において、老後の生活保障をいう点のみから考えれば、必ずしも両者を併存する必要はないといふ場合もあり得るという程度のお話で申し上げてゐるのでございます。

○横山委員 あなたは老後の生活保障だけをとおっしゃるだけけれども、俸給のあと払いと功績といふ二つのものは異質なものであるから、これは包含するわけにはいかないではないか。

○平井(通)政府委員 その点はお説のとおりでございます。ただその本質論については、なかなか議論のあるところでありまして、先ほども申し上げま

したように、沿革的に見て、退職手当制度がいわば戦中戦後のインフレーションに對照して、退職者の生活の保全をはかるというやうな経過において出てきたこと、そいつた点を考えますれば、逆の意味においては将来退職給付制度が共済組合制度によつて完全な形で――といふと語弊がありますが、さらに十分な形でつくられた場合において、なおこれを残していくべきかどうか、つまり国の報償といふやうな形をこつたやうな形で残すのはいいかどうかという問題も遠い将来の問題としては議論があり得るであらうといふことでございます。

○横山委員 大臣もお見えになつたやうでありますから、いまの論争を大臣に多少聞いていただきたいと思ふのであります。私の申し上げて確かめたと思ひましたのは、給与課長がたまたまことばを濁しておられますやうに、国が退職手当制度と退職一時金制度といふものをあいまにしようとしておる雰囲気があるから、民間におきまして退職手当をだんだんなくしていつて、そつして企業年金制度に切りかえようとする雰囲気がある。そのために労働者はこの問題について非常に不安に思つておる。いままではあなたのおっしゃるやうに給料のあと払いである、そして会社、企業に対して尽した功績をも含んで掛け金なしで退職手当が支給されておつたものが、今度はお前たちも払え、こつたやうな雰囲気をつくつて、何らの条件なしにそれが自然に行なわれようとしておることに危険を感じ、労働問題の一つの大きな要素になりかけようとしておる。そのときに、現行法の趣旨がいまいだとか、

あるいは将来、それが遠い将来であらうとも、それを一括をするような雰囲気はほかにでも政府に見えらるゝことは、労働問題に対する非常な示唆を与え、問題を紛糾するおそれがある。こういう立場から私は退職金制度と退職一時金制度ないしは年金制度のけじめを政府としても明確にしておく必要がある、こういうことを申し上げておるわけだ。私の最初あなたに聞いたのは、理論的にどう違ふかということとを現行法及び理論の問題からけじめをつけてもらふつもりであったが、今度は政治的に、また民間における雰囲気を見ながら、ひとつ給与課長にはつきりした判断を聞かしてもらいたい。

○平井(徳)政府委員 私どもの申し上げたことではいろいろ誤解を招いていると思うのでございますが、現在政府として、退職手当と共済給付の一部である退職一時金を一緒にしようという考え方を持っているわけではございません。ただ先ほど先生から理論的にということでお話ございましたので、理論的に考えるならばそういうこともあり得るという程度の話で申し上げたわけでございます。

○横山委員 そういたしますと、そこではあるけれども、いま政府はこれを一緒にしようとする意思もなければ、民間におけるそういうような雰囲気について、政府の態度としては現行法を堅持する、こういうふうに理解をしてよろしゅうございませうか。

○平井(徳)政府委員 民間における年金制度の採用の問題については、これはいろいろ考え方があつたわけでございますが、たとえば一時金を年金化するという考え方に、いわば労働者側の

拠出を前提とする場合と、そうでなく、単に一時金の分割払いという形で経費者の側の一時的な負担とする場合と、この二通りがあるようにございませう。したがって、その前者による場合、後者による場合、いずれがいいのか悪いのか、そういう問題等については、私どもとしては批判の限りではないわけでございます。

○横山委員 批判の限りではないとおっしゃるけれども、やはり政府がやっている共済制度及び退職手当の制度といふものがものさしになるのですから、自分がこういうことをやっているが、自分のやっていることは正しいまいに、民間のそういう雰囲気については私は実はそう思うのだ、そういう考え方はいけませんよとこう言っておるのではありませんか。私のおうとしておるのをおわかりですか。わかつているならわかつていられるように答えてください。

○平井(徳)政府委員 ただいま先生の御発言の御趣旨は、民間においてかに年金制度を採用することにしても、それはいま出しておる一時金とは別の問題として考えろ、こういう御趣旨であらうかと思うのですが、私どもの感ずるところでございますが、御承知のとおり、現在厚生年金について五年に一度の再検討は行なわれているわけでございます。その過程におきまして、いわば厚生年金のレベルアップという問題も議論されておるわけでございますが、そういう場合に、いわば厚生年金自体がいま言ふ企業年金的な意味を持ち得る場合もございませうし、またそれに反対している向きもあるわけでありませうから、必ずしもそうでな

いという場合もございませう。そういった点の全体的な帰趨を見定めて結論は出さるべきであらうというふうに考えておるわけでありまして、一がいにそういう制度が併存することが必要ないのだとも言い切れませうし、また併存していることが悪いとも言い切れないと思うわけでございます。

○横山委員 大臣、言っておることはおわかりですか。おわかりにならないでしやうね。大臣、わからぬなりに聞いてもらいたいのですが、この共済組合といふものはわからぬわけですか。実際は私もそんなにわからぬわけじゃないのです。昔自分が担当をやっておったものですから、国鉄でいろいろ仕事をやっておったものですから、遠い記憶を呼びさますくらいでわからぬのです。わからぬ上に、この共済組合法といふものが、けしからぬことに、ことしは郵政大臣がそこへおすわりになる、来年は大蔵大臣がそこへおすわりになる。その次の年は運輸大臣がそこへおすわりになる。この共済組合の法律の改正にあつては回り持ちだそうなんです。主管が、運輸大臣がことしやつたから次は郵政大臣、その次は専売だから大蔵大臣と、毎年大臣の人もかわりますけれども、しかし省が毎年々々かわるというのには言語道断だと私は思うのです。これはどういふかげんでそういうことになつたのか、想像にかたくないのでありますが、しかしどういふ経過であらうかと、一つの法律を立案し、改正案を立案して、そして国会に提案する省が毎年々々かわるというばかげたことではないじやありませんか。ですから、あなただって失礼な話でありますがおわ

かりにならぬはずですよ。きよりは共済組合で質問が出るのだけれども、どういふことだろう、おれはわからぬのでしかるべく答えてくれとだれだつておっしゃる。したがって、公共企業体共済組合法の法律の改正が提案されるときは、内容がほかの国家公務員共済組合法とか、あるいは恩給法の改正だとかに比べて、いつもいつも改正がならぬところがある。今回提案された禁錮刑とか懲戒処分に対する復権の問題につきましても、もう国家公務員共済組合法及び恩給法は去年改正になつていふのです。同じことが一年おくれでいふのですよ、この改正は……。それでしやう。御存じじやありませんまい。

あなただつて御存じないのだから、そういうばかげたことになつてくるわけなんです。これらの復権をされた人は、恩給法の人は去年から適用されておる。国家公務員は去年から適用されておる。何でおれたちは一緒にやつてもらえないのだから。何と云うたつてしやうがないじやないか、大臣がみんな違ふもの。ことしはどこだ、運輸省じやないか、ことしは郵政省所管だわ、電報配達の大蔵とこの共済組合とどういふ関係があるかねと聞かれるのであります。そういう慣例になつてい

るのだけれども、わしもほんとうにおかしいと思つて、こう言つて答えるのであります。所管が持ち回りであるために、責任を持つて、よしと言つていつも気にかけてもらへる大臣がおらぬわけなんです。せいぜい大蔵省がまどうだいといふことらしいのです。どうだいといふことらしいに言うのです。それで損していることはかりが行なわれる。あなたにお伺ひしたい点

は、この公共企業体共済組合法の提案が、毎年々々三省持ち回り、こういうばかげたことはやめてもらいたいと思ひますが、どうでございませうか。

○小沢国務大臣 どうもこの本法における主務大臣は、それぞれ大蔵、運輸、郵政の各大臣が担当をだんだんとかえてやつておるわけでございます。結局共済組合に共通しているところがございまして、互いに持ち回りでやつておるわけでございます。この問題につきましても、政府といたしましてはひとつ研究させていたきたいと思ひ次第でございます。

○横山委員 研究どころではいけませんよ、実行してもらいたい。あなたは持ち回りといふことは御存じだと思ひますけれども、しかしどういふばかげたことは僕はほかにはないと思ひます。ほかの法案でどこかございませうか、こういうやり方をしているところがある……。こういう点参考のためにお聞きしておきたい。

○平井(徳)政府委員 私共済組合及び給与関係の法令だけしか所管いたしておりませぬので、その限りにおいてはございませぬ。

○横山委員 その限りどころではないですよ、こんなものは。法案の改正を、今度どこだつたか、私のほうではわからない。あなたのほうではわかつておられますか……。郵政大臣は、ああこれでことしは済んだ、もう共済組合のことは知らぬでいい、監理官もことしだけは肩の荷がおりた、あとはどんな附帯決議をつけられようと、次の省がやつてくれるだろう、こういう責任ののれのようなことになつてしま

う。あとでもらったものは、もう一ぺん去年の国会の様子とかを調べて、あんなこと、おれがせぬのにひどいことを言った。もうちょっと何でいいことを言わなかったのか、こう言つてかすけ合つておるわけですか。これではいかぬ。しかも組合員は実損を受けておる。去年はかの法律では全部直つたところを、一年おくれ、半年おくられて改正してもらつたらどうか。これはいかぬのでありますから、まず第一に他の法律の改正におくれないことはないという約束をしてもらいたい。第二番目に、所管の省を明確にきめて、そこでやるというふうに返事をしてもらいたい。

○小沢国務大臣 彼の法律に比較いたしまして、おくれをとるといふことはありません。われわれはいたしましては、持ち回りではございませうけれども、結局責任を持つてやつていないわけではございせんので、おくれをとるといふことではないと思ひます。それからあの問題につきましては、これはよく研究していきたいと思ひ次第でございます。

○横山委員 おくれをとることはありませんとはいふことは、今後おくれをとることはないといふことですか。これはどうなんですか。これはおくれたいやありませんか。それから一省にまともであるといふこと、研究するとおつしやるのですが、大臣としては御賛成くださいますか。

○小沢国務大臣 その点につきましては、われわれはいたしましては検討いたしたいと思ひます。それからおくれをとるといふお話でございましたが、これはわれわれはいたしましては、おくれをとらないように努力をして、ちゃんとやつていきたい、そういうふうに考える次第でございます。

○横山委員 くだいようでありますけれども、大臣はこの三省持ち回りをやめさせるというところについて、御賛成であるかどうかといふこと、今後ほんとうにおくれをとらないといふことを三省間でそのときに相談をして約束をしてくださいますか。

○小沢国務大臣 おくれをとらないといふことにつきましては、われわれは十分誠意を持つてやるつもりであります。それからこれを一省にまともであるといふ点につきましては、やはり検討をいたしたいと思ひ次第でございます。

の共済組合の改正に伴う追加費用は、三十六年の法律七十一号、三十七年の法律第二十四号、今回の改正全部を含めまして国鉄にあつては二百五十一億、電報においては三十億、専売においては九億、間違つておればあとで御訂正願ひたいと思ひますが、これだけの追加費用が必要だと思ひます。これは将来にわたつて負担をしなければならぬ。そこで問題になりますのが、今日のまでする議論のあります追加費用の問題であります。かつて本委員会としても附帯決議を付しまして、これらの問題を検討をしていただくようお願いをいたしたのでありますが、これらの追加費用を各共済組合は負担を十分に得るかどうかが、これによつて、福祉施設その他について組合員の利益について犠牲をこうむることがないかどうか、また今後の運用に差しつかえないかどうか、これらについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○浅野政府委員 ただいま先生から大臣に御質問でございますが、大臣ただいま参りましたところでございますので、私から事務的に答弁できまします点を申し上げさせていただきます。

先生御指摘の両者間に、共済組合とそれからそれぞの公社の行なつております厚生福祉事業との間にけじめがないではないか、こういった点が一つ。それから公社間に非常な差があるのではなから、この点。それからそれに要する財源をいたしまして追加費用の点に入つてまいりますが、はたして追加費用を支弁していくに各企業が大丈夫であるか、こういうふうな点ただいま承つておりますが、両者間の問題と

言ひ、公社同士の差の問題と言ひ、全くこれは先生のおっしゃいますように問題はありますように考えております。それで、特に公社同士の間にあります差があるといふこともこれは承つておりますが、いずれにしても現行の体制でまいつておりました、それぞれの企業体が、職員が短期につきましては五十、長期につきましては御存じのように四十五、あとはそれぞれ企業体が出しております。出しまして、そのした分担保によりまして福利厚生施設をやつておるわけでありまして、企業自体といたしましてはやはり企業全体の能率をあげますために、またそれをプラスしてやつておりますために、自然そこに差が出てまいつております。ただ現在の公共企業体それぞれ独立してやつております体制からいいますと、そこにはやはりやむを得ない現状は出てまいつております。国全体として見てみました場合には、社会保障制度といった全体の面から見ますと、おっしゃいますようにこれは差があつては困る問題でございますが、ただそれぞれの事業が、国の方針として三公社それぞれ独自の独立採算という線で行なつております現在におきましては、それぞれの能率をあげますために、公社自体としましてそういう職員、福利厚生面に別途努力をいたしまして、共済組合でやつておりますのと両々相まつて士気高揚、能率増進をはかつてまいり、これまたやむを得ないのではないかと、かように考えております。それを突き詰めてまいりますと、やはり公社制度自体の問題になり、公共企業体論がやはりここ数年來臨時公共企業体審議会その他、数回そ

ういった審議会におきましていろいろ御意見も出ておりますが、むしろこういつた一連の問題は、公共企業体自体の本質論と同時に、今後どう育ててまいりますか、こういう方向が強く入つておるのではないかと、かように考えております。で、追加費用につきましても、御存じのようになかなかこの解消方法はないへんでございまして、しかし現在のところ各公共企業体から毎年繰り入れております追加費用におきまして、一応各組合とも長期給付に要する費用はまかなわれるものと考えております。一応そういうことで御了承願ひます。

○横山委員 追加費用は公社が負担して共済組合に繰り入れておるから大体うまいくものと思つておるだけでしょう。この点につきましても、あなたとこの問題を突き詰めて議論をする時間ありませんか、また来年になりますと、あなたが来るのやうなことが来るのやうなからぬし、実際のところは熱が入らないのであります。ほんとうにこの問題について責任を持つて御答弁が願ひる人がないといふのが残念ながら事情なのであります。したがつて、私は大臣に意見だけ申し上げて、ひととお考えを願ひたいと思ひのであります。が、これだけたくさん追加費用が要する。そうすれば共済組合の経理に支障が起きてくることは理の当然であります。それについては年々大蔵省と相談をして公社として共済組合に繰り入れる費用をおきめ願つておると思ひのであります。それは予算できめてやつておるわけでありませう。予算というものは、申すまでもなく全体のワクの中で公社の経理その他を勘案して、ことし

第一類第五号 大蔵委員會議録第三十号 昭和三十八年六月四日

はこんな件しか入れられないというところで制限がつくわけでありまして、共済組合は二重、三重にも手かせ、足かせを負つておるわけでありまして、したがいて、改正を私どもは非常に喜んでおります。しかし改正を喜んでおるけれども、それについての財源の裏打ちというものが公社から共済組合に十分に繰り入れられなければならない、また積年問題になっておりますもう少し共済組合に国から負担をすべき問題について、議論がもう一べん根本的に再検討されなければならぬわけでありまして、大臣は、この法案を御検討くださいましたときに、この種の問題について御検討いただきましたかどうか。ただ改正だからそれはけつこうなことで、従業員が喜ぶだろうからそれはけつこうなことだということにとどまつたものであるかどうか。財源がこれだけ要するならば、あとの共済組合の費用はどうなのか、それについての追加費用を増額しなければならぬのではないかとこの点について御検討があらたものかどうか伺いたいと思ふ。

○小沢国務大臣 ただいま先生の言われましたことは、これは大事な問題でございまして、今後大蔵省ともよく協議いたしまして検討していきたいと考へる次第でございまして。

○横山委員 そういふことだからいかぬと思うのです。だから、持ち回りというものは責任が持つてもらえぬ。法律改正だからいいことだといふことなら、だれだつてそれは進めますよ。しかしこれだけ膨大な費用を共済組合が新たに負担するに従つて、それでは共済組合の運営に支障を及ぼすのではないか。追加費用はどのくらい公社から

負担してやらなければならぬか。公社が一方的に負担すべきであるかどうか。歴史的にさかのぼつて国も負担すべきである。恩給法当時納付金その他の議論の焦点となつたことにもメスを入れて、この法律を提案なさるときに、追加費用について責任大臣として、所管大臣として明確に御返事をなさるべき問題ではなからうか。今後検討するではこれはおさまらぬと私は思うのですが、いかがです。

○小沢国務大臣 先ほども申し上げましたように、この点は大事な問題でございまして、やはり何と申しまして大蔵省と検討してお返事するといふほかには存じませんので、十分検討させていただきますと思ひます。

○横山委員 きわめて不満の意思だけははっきり表明しておきたいと思ひます。それからその次にお伺いをいたしましたのは、こういう共済組合の法律は、どうしてもこれだけで独立するわけにいきませんので、恩給法や国家公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法等の一連の關係があることは事実であります。しかし、それもやはり恩給の問題になりますと、天下の話題となるわけでありまして、どうしても恩給が先行いたしますし、それに関連をいたしまして、この法律施行前の旧令共済の人たちが恩給と非常に関連を持つておりますから、改正がされます。そして、直つたから半年おくれ、一年おくれでこの改正がなされるという、まことに遺憾千万な状況であります。しかし、それは御検討を願ふことといひまして、さしあたる問題として話

題に供したいと思ひますのは、スライド制の問題であります。ずっと長年掛け金をかけた、そして恩給がきまつた、そして退職後それをもらつておる、ところが物価はどんどん上がる、自分はおけた掛け金及びそれによつてもらふ給付ではもう食つていけないという状況になっておるから、恩給をもらつておる皆さんも手野党に頼んでスライドをやつてもらはう。完全スライドではないけれども、物価の上昇に比例して仮定号俸をつくつたり何かして、恩給の問題についてはときおり改正がなされる。しかしながらこの新しい共済組合になつた人々については、それらの適用が何らないわけでありまして、旧令共済の人たちは、恩給の改正と相まつてそれがなされるけれども、新しい共済組合員である人については、何らまだ考慮をされてないわけでありまして、この点については、一つの次元を境にいたしまして、非常に法律恩恵のアンバランスがあるわけでありまして、この点については、どうお考えでございませうか。

○浅野政府委員 ただいま御指摘のスライドの点でございまして、確かに最近と申しますと、とにかく物価上昇が戦後の一つの状況であつたわけでありまして、それに伴ひまして、最近俸給ベースと年金ベースとの間の差が出てまいつておることは事実でございまして、そういった点につきましては、ただいままでも俸給のベース改定とともに年金ベースも逐次訂正されてまいつておりますが、御指摘のように、その間におきまして若干の差があるというのもまたこれ事実でございまして、社会保障制

度全般の問題とも、社会保険制度全体の問題とも関連いたしております。若干のズレはやむを得ないと考へておりますが、できる限りすみやかにこのおくれを是正するように今後とも努力いたしてまいりたい、かように考へております。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○横山委員 ことばをあいまいにしてはいかぬです。あなたの御意見は別としても、事実は事実としてあいまいにならぬように願ひたい。私の申し上げているのは、恩給及び旧令共済の人は事実上のスライドという制度がある、けれども、新しい共済組合の制度についてはそれが全然ないのだ、こういう事実は事実としてあなたはお認めにならなければいかぬ。何か若干のズレだとか、時期的にあればあらうともいふことではなくして、そういう事実は認めて、それに対してどうするか。あなた方はその質の違いということについていいと思つてゐるのか、悪いと思つてゐるのか、悪いと思つたら今後どうしようとするのかという点を、ことばを明白に使つてもらひたい。

○浅野政府委員 ただいまは答弁が若干不十分でありまして、失礼を申し上げますが、御指摘のように旧法適用者との關係でございまして、その点におきましては、二、三年ズレがあるものと了解いたしております。この点につきましましては、ただいま申し上げましたように、これは全体の問題に関連いたしますが、しかし今後は十分おくれを取り返すように努力いたしたい、かように思ひます。

○横山委員 森さんと八木さんに伺ひたいのでありますが、今回の法律改正以外の問題で組合員及びいま退職してゐる人たちからどういふ陳情が担当のあなた方のところへきておりますか。賛成なされるというとは別として、今後の問題としてどういふ問題が検討を必要としてゐるかという点について御報告願ひたい。

○森説明員 どんな陳情があるかとの御質問でございまして、正式に陳情としては上がつておりませんけれども、私も常時耳にしておりますのは、確かに先生から御提案のありましたような今後の年金のいわゆる物価上昇に伴うベースアップというように、そこはかとなく申しますか、若干耳に入つてゐることは事実でございまして。

○横山委員 ほかにこまかいことでもけつこうですか、御存じのことであつたら聞かせていただきたい。

○森説明員 その他といつても、私がここで取り上げて申し上げるような格別印象に残るようなことはないと思ひます。

○横山委員 八木さん、いかがですか。

○八木説明員 私どもの方で法律の改正をお願いする際には、いつでも共済組合の運営審議会を開きまして、それに相談しまして、お出しするようにしているわけでありまして、その際いつも組合側の代表の方から出る問題といひましては、付加給付をもう少しふやす方法はないのかといふたような問題であります。付加給付をふやす範囲といふものはいろいろ問題があると思ひます。

それからもう一つの問題は、先ほど



横山先生からお話がありましたように、最近、われわれもそうであります、年齢がだんだんと延びてきた、みな長生きをするようになりましたために、今後の掛け金の問題が出てくる、掛け金がどうしても高くなるようなことになるのではないかと、こういうことになってまいりますと、先ほど先生のお話にありましたような追加費用のような問題にしましても、企業体だけで出せないから、それが現在の組合員をはじめ、退職した人たちにどうい

う影響を与えるか、こういうようなことを解決する道をどこかで考えなければいけないのではないかと、こういうような意味の質問がよく出るわけでありま

す。こまかい問題もいろいろあったとは思いますが、ただいま記憶しておりますのでは、そのようなことだと思います。

○横山委員 給与課長にその点について、あわせてあなたの方にきている問題を伺いたいと思ひますが、この間国会の中であるというお話であります、何か満鉄職員と関連のある、何か満州の組織にあった人たちの期間を通算してくれというようなことがあるそうであります、それを含めてあなたのところ

の関係で行つておられた教職員の方の通算問題、そういう問題を検討すべきではないかという御議論もござい

ます。いま記憶いたしておりますのはその程度でございます。

○横山委員 お約束の時間でありま

すから私これで質問を終わりますが、重ねてひとつ大臣に、短い時間ではござい

ますけれども、もう一度念のために申し上げておきたいと思ひます。

私が本法案の審議に際してお願ひいたしたい件は、まず責任体制を政府側

でとつてもらいたいということでありま

す。一つは省で所管をして全責任をもつてやつてもらいたい。

それから第二番目には、この共済組合法の改正というものがいつも一番お

くれている、こういうことを第一の要望と相まつて解決をしてもらわなければ困るということでありま

す。それから第三番目には、先ほど触れましたけれども、公共企業体の本来なすべきことと、それから共済組合のな

すべきことと、それをい

は、共済組合がいろいろと福祉事業をするのはい

けれども、公社それ自身が

がそれにもたれてしまつて、公社自身がなすべきことをなさ

ない傾向がある、これは遺憾千万である。そのほか最も大きなものとしてはス

ライド制の問題であります、これはきわめて重要な問題でございまして、この法案全般の運営にも当たること

でございますから、ひとつ御検討願ひたいし、それをいたした

ためには追加費用の問題にどうしてもメスを触れなければ

なりません。本日大臣がこれほどの膨大な予算で将来にわた

つて影響する追加費用について御返答がなかったこと

は、私はきわめて遺憾だと存じておりますから、これらを含んで今後の御検

討を切に要望いたしまして質問を終わります。

○小沢国務大臣 第一の点につきましては、先ほど申し上げましたように十分研究することといた

します。それから第二の分につきましては、お話をとらないようにしろというお話でござい

ましたけれども、これはそういうことのないように十分努力をいたしたい、そういうふうに考

える次第であります。

それから第三のスライド制の問題につ

きましては十分研究させていただきますのでござい

ますけれども、公社と組合とのけじめの問題につ

きましては、慎重にひとつ検討させていただきます。

い、そういうふうに考

えております。

昭和三十八年六月七日印刷

昭和三十八年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局